

Hayabusa WINGS 規約

第1条【名称】

本会は、Hayabusa WINGS という。（以下「本会」という。）

第2条【事務局の所在地】

本会は、所在地を代表宅に置く。

代表 柏木真紀

第3条【会員資格】

本会員資格は、バドミントンを楽しみたい子どもたち「部員」（小学生中心）とその保護者、及びその趣旨に賛同する地域の人々。

第4条【目的】

本会は、家族友人と楽しみながらバドミントンのルールや技術を習得するとともに、バドミントンを通して、多くの人達と親睦と交流を図ることを目的とする。また、多くの人にバドミントン競技の楽しさを伝える事を目的とする。

第5条【活動内容】

本会の活動は、次のとおりとする。

- (1) 練習は主に、月、水、土、日曜日に行う。祝日及び長期休業中の練習は適宜行う。
- (2) 相模原市バドミントン協会に登録し、大会や行事に参加する。
- (3) 神奈川県小学生バドミントン連盟に登録し、大会や行事に参加する。
- (4) 相模原市スポーツ少年団に登録し、行事に参加する。
- (5) 神奈川県スポーツ少年団に登録し、行事に参加する。
- (6) 他団体や他種目団体などを行う交流会に参加する。
- (7) 親睦会に参加する。
- (8) その他、目的達成に必要な活動に参加する。

第6条【会費】

会費は次のとおり定める。

- (1) 練習1回の参加につき200円（中学生も含む）とし毎年見直す。
- (2) 会費は会の運営に関する会場費、備品購入や各種補助に充てる。

第7条【保険の加入】

部員は、スポーツ安全保険に加入しなければならない。

- (1) 会員及び指導員は、スポーツ安全協会のスポーツ傷害保険への加入を義務付ける。
- (2) ビジターについては、各参加者個人の保険を適用し、本会は一切の責任を負わない。
- (3) 加入手続きは年1回行い、クラブ員より保険料を集金する。

なお、年度途中に入会した会員は同時に保険加入手続きを行う。

第8条【職の設置】

本会に次の職を置く。

- (1) 代表 柏木真紀
- (2) 理事 市川みよ子
- (3) 連絡係
- (4) 会計係
- (5) 保険係

- (6) 県連絡係（県理事）
- (7) 当番（日替わり）
- (8) その他、目的達成に必要な職を置く（監督・コーチ等）
- (9) 上記役員は、年度末に行われる総会にて決定する。

第9条【役員の任務】

- (1) 代表（会の代表として総会の決定事項を執行し、会の運営の中心となる）
- (2) 理事（代表の補佐）
- (3) 連絡係（各小学校の開放委員会に参加し、学校との連携を取って当番を決定する）
- (4) 会計係（会費の管理を行う）
- (5) 保険係（保険の加入手続きを行う）
- (6) 県連絡係（県理事）
（神奈川県小学生バドミントン連盟の総会・理事会等の参加、神奈川県バドミントン協会登録、各種県の大会申し込み等を行う）
- (7) 当番（練習日当日の会費の回収と鍵の管理）

第10条【会計】（会計年度）

本会の会計年度は毎年3月1日から翌年2月末日までの1年間とし、その年度の末日を持って決算期とする。

第11条【総会】

- (1) 本会の総会は、会員を持って構成する。
- (2) 総会の種別は、通常総会及び臨時総会とする。

第12条第12条【育成母集団】

本会に育成母集団をおく。育成母集団については別に定める。

第13条【規約の変更】

この規約は、会員の申し出があれば見直すことができる。

本規約の改正及び、本会の解散は、育成母集団の3分の2以上の同意を得ねばならない。

第14条【設立年月日】 本会の設立年月日2014年4月1日とする。

第15条【規約施行日】 本規約は平成26年4月12日より施行する

【附則】

改正

- | | |
|------------|---|
| 平成30年4月1日 | 「はやぶさウィングス」から「Hayabusa WINGS」へ名称表記変更のため規約変更 |
| 令和1年10月13日 | 代表者住所等加筆のため規約変更 |
| 令和7年4月1日 | 代表者変更のため規約変更 |